

★千葉県男女共同参画推進事業所「奨励賞」受賞

弊事務所(社会保険労務士法人ハーモニー)は、ワークライフバランスの取組として、育児休業の取得推進、子の看護休暇制度早期導入、パートに評価制度を導入、健康診断受診を拡大、時間単位年休導入などの実績を重ね、各種認定や表彰をいただけてきました。

- ① 平成23年12月12日 千葉市「ハーモニー推進事業者」に第10号として登録
- ② 平成24年11月30日 千葉県「社員いきいき！元気な会社宣言」公表登録
- ③ 平成25年9月 厚労省「イクメンサポーター」登録
- ④ 平成26年1月21日 千葉県「男女共同参画推進事業所『奨励賞』」を副知事から受賞。
- ⑤ 平成26年1月20日 厚労省「くるみんマーク」認定
3月3日千葉労働局長より認定書を交付されます。

くるみんマークを取得するために、次世代育成支援推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・提出し実行しました。弊事務所が取り組んだのは次の3点です。

- ① 男性の育児休業取得
- ② 小学校入学前までの子を持つ社員の育児短時間勤務制度の導入
- ③ 年間7日以上年次有給休暇取得(実績9.36日)

これからも働きやすい事務所として優秀な人材を採用・育成したいと思います。



左から副知事、伊藤、徳永、山崎、チーバくん(県のHPに掲載されています)

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980

★育児助成、大企業にも

政府は働きながら子育てする女性への支援策を拡充する。今までは中小企業にだけ助成しているのを大企業にも広げ支援を拡充する。

政府は「働きながら子育て」を支援		
政府施策	利用者向け	企業向け
保育の受け皿整備	保育所やミニ保育所で14年度に13万人分(13～17年度で40万人分)	企業内保育所への支援要件緩和
育休の取得推進	所得補償を6か月間2分の1から3分の2に拡大	代替要員確保への支援拡充

「両立支援等助成金」の見直しを軸に、保育の受け皿整備をすすめ、待機児童の解消を目指す。

育休を妨げているのは企業内の社内制度やコスト負担以上に、企業の管理職や男性社員らの意識問題が大きく、第1子出産を機に退職する女性は全体の6割超。

★外国人労働者 最多に

千葉労働局は千葉県で働く外国人は24,516人(2013年10月末時点)で前年同月比13%増と発表した。外国人を雇用している千葉県内の事業所は4,997か所で、前年比11%増えた。国籍別では中国からの労働者が約40%、フィリピン19%、ブラジル6%。

永住者等の在留資格を持つ人が半数を占め、技能実習に訪れている人も18%いた。製造業39%、卸売・小売業14%もサービス業9%。30人未満の小規模な事業所で働く外国人が全体の37%を占めている。

★国民年金滞納者差し押さえ 所得400万円以上で

厚生労働省は所得400万円以上で保険料を13か月以上滞納している人を対象に資産を差し押さえるなど強制徴収に踏み切る。強制徴収の対象者は約14万人に上る見通し。

日本年金機構は滞納者の資産を差し押さえる法的な権限をもっているが、人員不足のため滞納者全体の0.2%しか強制徴収を実施していなかった。年金記録問題への対応が今年度で一区切りを迎えるため、2014年度からは全国の事務所で要員を大幅に増やして取組を強化する。